

1946年の上海市参議員選挙と「漢奸」告発運動

岩 間 一 弘

はじめに

戦後上海において、民心はどの程度まで地方政治に反映されたのだろうか。また逆にいえば、戦後上海の大衆感情を政府はどの程度まで制御できたのだろうか。本章では、市参議会選挙とその後の参議員告発騒動を事例として考察したい。

1946年4月28日の日曜日、上海で市参議会（市政府の諮問機関）の議員の選挙が実施された。それは、上海の多くの人びとにとって初体験の普通選挙であり、「民主時代」⁽¹⁾のさきがけとなるはずの一大イベントであった。しかし、この選挙においては当初から、選挙方法の不備がマスメディアによって批判されていた。さらに、選挙後に成立した市参議会が、「漢奸」告発の期限設定を議決した矢先に、多くの議員が「漢奸」として告発されたと報道されて、上海社会に波紋がひろげた。

本章では、上海初の普通選挙に一般市民がどのように関わったのか、立候補者は選挙民をどのように動員し、どのような混乱を生んだのか。とりわけ、住民に選挙の経験がなく、選挙制度も整備されていなかったことから生じた混乱を具体的に見ていこう。さらに、終戦直後の対日協力者に対する厳しい大衆感情が、選挙中および選挙後の混乱を深めたという時代相を明らかにしたい。

一方、市参議会の議員選挙をめぐる混乱は、どのように秩序づけられたのか。選挙戦が過熱化し、混乱と不正がはびこり、青幫などの在地勢力も暗躍するなか、国民党政権は議員選出過程および議会運営を管理・操作して、「漢奸」に対する大衆感情の高揚を抑制しつつ、秩序の安定化をはかっていた。そうした戦後期における地域秩序の再生過程に、上海の大衆が投票やメディアを通してどのように関わったのかを見よう。

一、選挙戦と大衆

(1) 市参議員選挙が実施されるまでの経緯

戦時下の1938年9月、国民政府が省臨時参議会の組織条例を公布したあと、国民党統治下の各省と重慶市に臨時参議会が設置された。ただし、省臨時参議会の議員は、民間から選挙によって選ばれたのではなく、省ないしは省内各県の党・政府が推薦した候補者のなかから中央政府が任命した。戦争末期の1944年12月になって、正規の省参議会の組織条例・選挙条例が公布された。省参議員は省内の各県参議会から、それぞれ1名の代表者が投票によって選出されることになった。そして戦後には、臨時参議会から正式な省参議会への再編が進み、1946年末までには全国21の省・市で参議会が開設されている⁽²⁾。

上海では、1945年9月に「市参議員選挙条例」が修正・公布されて⁽³⁾、正式な参議員が

(1) 村翁「無奇不有的上海市参議員選挙『光怪陸離』『醜態百出』」『文章』第1巻第3期（4・5月号）、1946年5月、72～77頁。

選挙で選出されることになった。さらに1946年3月21日、市政府が選挙日程と選挙方法を公表した。

市参議員選挙には、地区代表の直接選挙と職業団体代表の間接選挙⁽⁴⁾の2種類が並存した。投票資格は、20歳以上で、上海に6ヶ月以上居住しているか、1年以上居住したことがある者であった。職業団体は、農会・工会・商会・教育会および各種の自由職業者団体(医師や弁護士等の団体)に限られ、各団体の代表への投票者は、その団体に3年以上参加した者に限られた。

投票者は、1946年3月28日から4月13日までの期間に、2種類の選挙方法のうち1つを選択し、各区公所に登録することによって選挙権を獲得し、4月28日に投票することができた⁽⁵⁾。また、立候補者は、25歳以上で、公職の候補者(「公職候補人」となるための試験ないしは審査を受けて、それに合格する必要があった⁽⁶⁾)。

これに対して、馬叙倫・周建人らが戦後上海で発起した中国民主促進会は、市参議会の設立と参議員選挙の実施に反対する宣言を公表した。中国民主促進会は、「市参議員選挙条例」において、被選挙権が試験・審査によって大きく制限されているために、候補者がみな区長によって決められてしまうかもしれないこと、さらに「市参議会組織条例」において、参議会の議決を政府に執行させる強制力がないことなどを問題にしていた⁽⁷⁾。

だが結局、上海市の参議員選挙には、各地区から1045名、各職業団体から150名、合計1195名が立候補した⁽⁸⁾。このなかから、選挙民数と参議員数の比率に関する規定にもとづいて、上海市では181名が当選者となり、そのうちの54名が職業団体から選出されることになった⁽⁹⁾。

(2) 笹川裕史・奥村哲『銃後の中国社会—日中戦争下の総動員と農村』東京、岩波書店、2007年、212頁。ちなみに、重慶市では、上海市より4か月ちかく早い1945年12月30日に参議員選挙が実施されている(宋啓華「渝市首届参議員競選素描」『勝流』第3巻第2期、1946年1月16日、15~23頁)。そして、四川省の事例を検証した山本真によると、民選になり権限も強化された戦後の省・市参議会の選挙では、地方の派閥勢力が闘争しながら不正な集票活動をおこない、議会内部の派閥抗争が激化し、とくに哥老会領袖と国民党や政府機関との摩擦や癒着が著しかったという(山本真「1940年代国民政府統治下の県市参議会—以四川省之例为中心」、1949年—中国的关键年代学術討論会編輯委員会編『1949年—中国的关键年代学術討論会論文集』台北、国史館、2000年、165~190頁。山本真「1940年代の四川省における地方民意機関—秘密結社哥老会との関係をめぐって」『近きに在りて』第54号、2008年11月、73~86頁)。

(3) 「市参議員選挙舞弊 引起法律糾紛」『文匯報』1946年5月14日第3版。

(4) 職業団体のなかで、教育会だけは直接選挙を実施し、そのほかの農会・工会・商会・自由職業者団体は、まず各団体の代表者を選出し、その代表者が参議員を選出する間接選挙を実施した。「選挙市参議員 全日熱烈緊張 数処發生紛擾中止投票」『申報』1946年4月29日第4版。

(5) 「市参議員選挙下月举行 市府報告選挙辦法」『文匯報』1946年3月22日第3版。

(6) 「中国民主促進会反对不合民主的上海市参議会宣言」『民主』第26期、1946年4月13日、667頁。

(7) 馬叙倫「反对不民主的上海市参議会」『民主』第25期、1946年4月6日、624~627頁。前掲「中国民主促進会反对不合民主的上海市参議会宣言」『民主』。「对本市参議会設立 民主促進会宣言反对」『文匯報』1946年4月7日第3版。

(8) 「市参議員選挙在即 候補人名單發表」『文匯報』1946年4月16日第3版。

(9) 前掲「市参議員選挙下月举行 市府報告選挙辦法」『文匯報』。「職業五団体 当選参議員一覽」『申報』1946年4月29日第4版。「市参議会今晨成立」『文匯報』1946年8月13日第4版。

(2) 過熱化する選挙活動

参議員選挙の投票日前には「選挙宣伝週」が設定され、地区選挙においては、「熱烈緊張」⁽¹⁰⁾と称される激しい選挙戦が展開された。様々な優れた選挙スローガンが考案され、例えば、「民を子のように愛する呉紹澎さん!」、「あえて官僚資本に反対だという呉紹澎さんを選んでください」、「虞舜に1票を入れてください! 彼は歴史が公認する聖賢の人物です!」、「王志莘を選べば、天下太平です」などと叫ばれた⁽¹¹⁾。選挙広告が街のいたるところを覆いつくし、例えば、競馬場わきにも標識広告（「樹路牌」）が建てられることが計画され⁽¹²⁾、住宅（「弄堂」）裏の小便所における梅毒薬の広告のとなりにまで選挙スローガンが貼られたという⁽¹³⁾。一方、ネガティブキャンペーンも展開され、候補者に反対するスローガンも貼られ、それは立候補の資格がないことを訴え、なかには候補者を「漢奸」をのしる者もあった⁽¹⁴⁾。

各候補者は、市内の公園や学校などで公開演説をおこなった⁽¹⁵⁾。さらに、トラックを借りて、候補者の名前を書いた大きな白布を周囲にたらしめて往来したり、みこしに候補者の写真をあしらい、何人かを雇って楽器を鳴らして沿道をねり歩き、出棺の行列と見まちがわれたりすることもあったという⁽¹⁶⁾。後者は、中国の選挙に独特な宣伝方法といえる。また当然、マスメディアも利用され、候補者はラジオ各局で演説を放送し⁽¹⁷⁾、タブロイド紙を含めた新聞各紙でプロフィールと政見を宣伝した⁽¹⁸⁾。これらは、英米式の選挙方法を模倣していると評されることもあった⁽¹⁹⁾。

ただし、公開演説のレポートからは、演説者の熱い思いとは裏腹に、多くの聴衆が必ずしも熱心に演説を聞いていたわけではなかった様子がうかがえる。例えば、ある日の膠州公園では、無料開放されたので散歩を楽しむ者、同時に開催されたサッカーの試合を見に来た者、さらに歌や即興劇の見せ物に集まる者などが多く、選挙演説の前に立ちどまって聞いている者は多くなく、演説者に同行した官員がうなずき熱烈な拍手をおくるのが目立っていたという。そして、演説を遠まきに聞いて50歳すぎの男性も、「どうせ彼は大胆那樣に遣わされてやってきて気どっているだけで、選挙のときには保甲長〔末端の住民組織の長〕⁽²⁰⁾たちが我

(10) 孫珊「上海市参議員 競選趣聞」『是非』第6期、1946年5月10日、1頁。

(11) 村翁（前掲）「無奇不有的上海市参議員選挙『光怪陸離』『醜態百出』『文章』」。

(12) 「滬選見聞慢筆」『週播』第8期、1946年5月3日、1頁。

(13) 孫珊（前掲）「上海市参議員 競選趣聞」『是非』。

(14) 前掲「滬選見聞慢筆」『週播』。

(15) 「市参議員選挙宣伝週」『鉄報』1946年4月23日第1版。

(16) 孫珊（前掲）「上海市参議員 競選趣聞」『是非』。

(17) 「競選演説白熱化」『鉄報』1946年4月25日第1版。

(18) 「介紹競選的汪竹一氏」『鉄報』1946年4月24日第1版。「龍華区競選参議員候補人 毛子佩的堅苦奮闘史」『鉄報』1946年4月26日第1版。毛子佩は、『鉄報』の創刊者である。「参議員候選人群像」『鉄報』1946年4月27日第1版。

(19) 「市参議員選挙」『文匯報』1946年4月29日第1版。

(20) 「保甲」とは、地域住民による警防および相互監視のための行政制度であり、政権の住民管理の手段であった。上海では戦時期に傀儡政権によって整備され、戦後に国民政府によって改めて実施された。戦後上海における保甲制度、市参議員選挙後の1947年に実施された区長・保長の選挙、さらに国民党政権下の保甲制度から共産党政権下の居民委員会への連続と変化については、石島紀之「保甲制度から居民委員会へ—上海基層社会の転換」、日本上海史研究会編『建国前後の上海』東京、研文出版、2009年、87～113頁を参照されたい。

らを代表して彼を選ぶことはまずないだろう」と冷めていていた。すると、そこに1人の若者がやってきて、「こいつ〔演説者〕はまだ何か保甲制度を強化するなどといっているが、保甲制度はすでに上海人を埋め殺している。それに、また何か市政府の収入を増加させて、市民の福利をはかるから、市民は少し多く負担すべきだなどと、ばかな話をしている」といい放ち、演説者を銃で狙った手ぶりをして「バン！」と叫び、周囲の笑いを誘ったという⁽²¹⁾。大衆はけっして受動的に選挙戦に動員されていたわけではなく、冷静かつ批判的に立候補者を見ていた者も多かったといえる。

また、森に囲まれた墓地のなかにある礼拝堂でも選挙演説がおこなわれた。礼拝堂内には宣言やスローガンが貼りたくられていたが、アメリカのニュース映画も同時に上映して集客した。演説のあと上映が始まったが、まもなく映画は突然中断された。会場内で候補者に不利なビラが配られていたため、演説者がふたたび登場し、顔を赤くしてそれを破り捨てるように要請したという⁽²²⁾。こうしたネガティブキャンペーンも横行するなかで、大衆を投票に動員するのは容易ではなかった。

そして、この選挙活動でもっとも一般的な手段は「買票」であった。票をカネで買うとは、すなわち、候補者が選挙民にタオル、石鹸、靴下、劇のチケット、あるいは商品券（「代価票」）や現金などを配って投票をうながすことである⁽²³⁾。現金を配った最高額は虹口区の1票1万5千元、最低額は徐家匯区の2千元であったという⁽²⁴⁾。また、人力車夫たちに1人2升の米を配って投票に行かせた候補者もいた⁽²⁵⁾。

さらに、宴席をもうけての接待が頻繁におこなわれた。極端な例では、楊某という立候補者が大中国飯店で、選挙区民ならば誰でも参加できる宴会を連続15日間、毎日15卓の規模でおこない、計約4千万元を出費したという⁽²⁶⁾。こうした宴会でもっとも重要な接待対象は、むろん、多くの住民の投票に影響をあたえる地元有力者や保甲長たちであった。接待宴がさかんにおこなわれた結果、南京路一帯のレストランは参議員候補者が使っていて連日満席であるとか⁽²⁷⁾、600万元あれば当選できる⁽²⁸⁾、といった流言が飛びかった。すでに投票日前から、選挙方法に対する批判や不信感が充満していたといえる。

二、選挙における不正と操作

(1) 投票日の混乱

1946年4月28日の日曜日、上海市内の建物や家々に国旗が掲揚され、32区の100カ所で市参議員選挙の投票が実施された。事前に登録をすませた選挙民は、戸籍証明書を持参すれば、投票用紙を受けとれた。

投票所には、字を書けない投票者のために、代筆人が待機していた⁽²⁹⁾。それゆえ、非識

(21) 王宝「参議員競選演講—免費逛公園・知音音」『消息』第7期、1946年4月28日、100～101頁。

(22) 「記×××博士参議員競選演講大会」『文芸青年』第7期、1946年6月4日、14頁。

(23) 孫珊（前掲）「上海市参議員 競選趣聞」『是非』。村翁（前掲）「無奇不有的上海市参議員選挙『光怪陸離』『醜態百出』」『文章』。

(24) 村翁（前掲）「無奇不有的上海市参議員選挙『光怪陸離』『醜態百出』」『文章』。

(25) 孫珊（前掲）「上海市参議員 競選趣聞」『是非』。

(26) 村翁（前掲）「無奇不有的上海市参議員選挙『光怪陸離』『醜態百出』」『文章』。

(27) 「競選白熱化！」『鉄報』1946年4月27日第3版。

(28) 馬叙倫（前掲）「反対不民主的上海市参議會」『民主』。

字の女性の投票者も多かった⁽³⁰⁾。市政府の民政処と保民の代表（保甲組織の幹部）、さらに市党部が、投票所に人員を派遣して監視していた⁽³¹⁾。選挙民のなかには、投票所の外で守衛にあたった軍警（軍事警察）の黄・黒の制服を見て、役所か何かであると思って立ち去る者や、行列を嫌って投票しないで帰ってしまう者などもいた⁽³²⁾。また逆に、胡某という28歳の人力車夫は、誰かに頼まれて投票用紙を300枚も隠し持っていたところを見つかった⁽³³⁾。

市参議員選挙は、上海の人びとにとって初めての普通選挙であったので、多くの不正と混乱が生じた。とくに頻発したのは、選挙区の保甲長が選挙民をあざむいて、不正に投票させる行為であった。各区の保甲長たちは、人びとを投票に参加させるために、選挙を登記と偽って、もし行かないと、戸籍を失うとか、身分証を取得できないとかいって脅かした。戦時の傀儡政権下においては、身分証がないと、逮捕されたり、物資を公定価格で購入できなかつたりした。その経験が記憶に新しい人びとは、選挙とは知らずに、印章と身分証の領取証を手にもって、投票所におしよせた。

さらに、投票所の代筆人の不正も多かった。彼らは、女性や非識字者を見かけると、投票用紙を受け取って、意中の候補者の名前を勝手に書きこんだあとに返して、投票箱に入れさせることがあった。あるいは、投票所の入口で候補者の名前を書いたカードを渡し、何も知らない選挙民が、そのカードの名前を代筆人に書かせるように仕向けることもあった。各地区の有力者は、投票所に多くの人員を派遣して選挙民を誘導し、保甲長が代筆人を務めていた場合もあったという⁽³⁴⁾。こうした保甲長や代筆人のほかに、投票所の選挙監督人（「監選人」）や事務員の不正もあった。第5区（泰山区）の投票所となった西藏南路の中法学堂はとて混みあうなかで、選挙監督人や事務員が投票用紙を投票箱に入れなかつたり、破り捨てたりする不正が発覚した⁽³⁵⁾。

ほかにも、投票所において選挙活動をおこない、会場を混乱させる者もいた。例えば、顧竹淇という候補者は、何台のトラックに選挙民を満載して投票にやってきて、彼らに白い旗をもたせ投票所の内外で顧への投票を勧誘した⁽³⁶⁾。また、泰山路の青年中学の投票所では、身なりのモダンな中年女性が「生きた広告」（「活広告」）をつとめ、宣伝品を配りながら甘えた声で「周経為さんを選んでください」と話しかけていたという⁽³⁷⁾。また、虹橋区の投票場となった虹溪小学校では、地元の男が銃をもちこみ発砲する事件が起り、一時騒然となった⁽³⁸⁾。

非公式の統計によると、全市の約200万人の選挙民の投票率は、約6割以上であったという⁽³⁹⁾。全32区のなかの2区（長寧・榆林区）においては、投票用紙が奪われるなど大規

(29) 「市参議員選挙今日分区举行」『文匯報』1946年4月28日第3版。

(30) 前掲「滬選見聞慢筆」『週播』。

(31) 「市参議員普選後昨日揭曉僅一区」『文匯報』1946年4月30日第3版。

(32) 前掲「滬選見聞慢筆」『週播』。

(33) 前掲「選挙市参議員 全日熱烈緊張 数処発生紛擾中止投票」『申報』。

(34) 「説是民主第一遭 昨選挙市参議員」『文匯報』1946年4月29日第3版。

(35) 前掲「選挙市参議員 全日熱烈緊張 数処発生紛擾中止投票」『申報』。

(36) 同前。

(37) 同前、該当箇所は『時事新報』からの転載。

(38) 前掲「選挙市参議員 全日熱烈緊張 数処発生紛擾中止投票」『申報』。

模な選挙妨害がおこなわれたために、再選挙が実施されることになった⁽⁴⁰⁾。長寧区の選挙妨害は、蘇北出身の候補者を擁立する同郷者たちの勢力と、その対抗勢力との間の抗争が、選挙を契機に激化したことから発生した⁽⁴¹⁾。

これらの市参議員選挙の不正行為が、選挙終了直後から各新聞・雑誌上で明らかにでた。さらに5月には、5人の弁護士が上海市政府と各区公所に対して行政訴訟を起こし、保甲長の職権乱用などを訴えて選挙の無効を求めた⁽⁴²⁾。

(2) 市参議会の成立と議長選挙

しかし、1946年7月15日、呉国楨市長は、当選した参議員たちを招集した。そして、8月13日の第2次上海事変（1937年）の記念日に、市参議会の成立式典を挙行し、9月9日（1945年）の上海における日本軍投降の記念日に、第1回大会を開催することを決定した⁽⁴³⁾。

1946年8月13日の成立式典において、市参議会の議長・副議長が選出された。181人の市参議員のうち、およそ30人あまりは恒社（杜月笙の後援組織）の関係者であり⁽⁴⁴⁾、過熱した選挙戦の背後で杜月笙と青幫勢力が暗躍していたことをうかがわせた。それゆえ、杜月笙が最多の得票数を獲得したが、彼は高齢と体の衰えを理由に議長就任を辞退した。杜月笙は、蒋介石によって辞退を迫られていた⁽⁴⁵⁾。再投票の結果、上海市政府社会局局长等を歴任した国民党CC系重鎮の潘公展が、議長の座についた⁽⁴⁶⁾。

その後、9月25日までの第1期の会期間中には、市の財源確保に関連する各種徴税や、旧共同租界内の競馬場の再開・買収などの問題が論議された⁽⁴⁷⁾。上海市参議会の議会運営では、蒋介石直系の潘公展議長が多大な影響力を発揮して、「ほとんど会場の空気を支配していたといってよい」と評されるほどであった⁽⁴⁸⁾。

三、「漢奸」告発の期限をめぐる論戦

ところで、終戦直後においては、「漢奸」に対する憎悪の大衆感情が強かった。一方、商工業者を中心として、「漢奸」告発運動が社会秩序を不安定にするという危機意識がたかまっていた。

1946年春の国民参政会において、弁護士の江一平らは、「漢奸」の告発ないしは自首の期限を、1年ないしは半年とする案を提議した。江一平は、1946年5月、『鉄報』の取材に応じて、それを提案した理由を説明している。すなわち、イギリス政府は、東南アジア

⁽³⁹⁾ 同前。

⁽⁴⁰⁾ 前掲「市参議員普選後昨日掲曉僅一区」『文匯報』。

⁽⁴¹⁾ 「真刀真槍 長寧区搶票内幕」『鉄報』1946年5月1日第1版。

⁽⁴²⁾ 「市参議員選挙舞弊 引起法律糾紛」『文匯報』1946年5月14日第3版。

⁽⁴³⁾ 「市参議會八一三成立 九九举行首次大会」『文匯報』1946年7月16日第4版。

⁽⁴⁴⁾ 徐鑄成『杜月笙正伝』杭州，浙江人民出版社，1982年，155頁。

⁽⁴⁵⁾ 同前。

⁽⁴⁶⁾ 「市参議會昨日成立」『文匯報』1946年8月14日第4版。

⁽⁴⁷⁾ 「小組討論・参議會醞釀大軸戲」『鉄報』1946年9月13日第1版。なお、競馬場の問題に関する市参議会での議論については、張寧「從跑馬序到人民広場—上海跑馬序收回運動，1946～1951年」『中央研究院近代史研究所集刊』第48期，2005年6月，97～136頁。

⁽⁴⁸⁾ 唐海「評第一屆参議會大会」『文匯報』1946年9月26日第3版。

の対日協力者を、残虐行為や殺戮行為があった者をのぞいて、一律に赦免・釈放しており、その措置を参考とすべきであること。また最近では、「漢奸」として告発すると恐喝して、金銭をゆすり取る者が現れていて、商工業に従事するすべての人びとが危険にさらされていることなどを挙げていた⁽⁴⁹⁾。

こうした背景のなかで、1946年9月18～19日の2日間、上海市参議会は、「漢奸」の告発に期限を規定する提案をめぐって激論を展開した。その様子は、上海の新聞各紙が克明に報道・論評した。論議の前提として、潘公展議長が述べたように、参議会は、「執行機関」ではないので、それを通過した議案に何ら強制力はなかった。しかし、「民意機関」として位置づけられていたので⁽⁵⁰⁾、議決を上海の「民意」として示し、中央の政策決定に影響をおよぼすことができた。ただし、議員選出や議事進行の過程に、国民党政権が強く関与したので、そこで表出された民意は当然、国民党政権の意向を反映したものになった。だから、参議会は、国民党政権が世論を受け入れて善政をおこなっていることを宣伝する役割を果たし、いうならば、政権の正当性を担保するための機関になりがちだったのである。

国民党関係者や有力商工業者の議員が多い上海市参議会では、告発期限の規定に賛成する意見が多数派であった。その理由として挙げられたのは、もし告発期間が長びけば、ゆすり・たかりの機会をあたえて、やむをえず傀儡政権に関わった商工業者・公務員・農民たちに不安を与えること。20年後に中国が富強になったり、あるいは敵国に侵略されたりしたときに、もし裁判が長びいていて、「漢奸」の処遇がまだ決まっていなければ、問題であること。告発期限を設けると同時に、期間内における「漢奸」の摘発を強化すれば、「漢奸」が法の網を逃れることはなく、フランスの場合のように、処罰の迅速化をはかれることなどであった。ちなみに、潘公展議長も、一参議員という立場で、「政治漢奸」や「特務」をのぞく「経済漢奸」などの告発には、期限を設けるべきだという意見を表明していた。

これに対して、「漢奸」告発の期限設定に反対する理由として挙げられたのは、おもに次の諸点であった。例えば、期限を規定することは、公平に考えれば、「漢奸」に有利といえること。「漢奸」に関する法律を厳守すべきであること。刑事訴訟法において、10年以上の懲役となる者の時効は20年と規定されているので、「漢奸」にも一般の刑事犯と同等以上の追訴期間を設けるべきであること。「漢奸」となるのはごく一部であるから、一般の人心とは関係のないこと、告発に期限をきれば、息をひそめていた「漢奸」たちが期限後に表舞台に現れて、かえって人心を不安にさせるかもしれないこと、「漢奸」は永遠に精神上・生活上の苦痛を受けるべきであることなどが主張された。ほかにも、傀儡政権下の時期には、秦桧（異民族の敵国・金との和議を成立させた南宋の宰相、「漢奸」の代表者）の銅像を撤去してよいと主張した者がいたが、告発期限の規定は、それと同様であると断じる者もいた。

9月19日、潘公展議長は、白熱化する討論を打ち切って、採決をとった。その結果、出席した128人の参議員のうち80人が賛成して、「漢奸を摘発する期限を適当に定めるように中央に要請する」ことなどを盛りこんだ提案を議決した⁽⁵¹⁾。

(49) 「検挙漢奸攻心為上」『鉄報』1946年5月23日第1版。

(50) 「民政組提案討論」『文匯報』1946年9月19日第3版。

そして12月、国防最高委員会の決議をへて、国民政府は、「人民ないしは団体が、抗戦時期の漢奸の事件に対して告発するのは、〔民国〕35〔1946〕年12月31日以前を期限とし、期限をすぎた告発は、検察官が取り調べをしない。ただし、国家の追訴権および被害者の告発権は、これに影響を受けない」という訓令を発した。こうして、「漢奸」告発運動は、1946年末までに一応の幕引きがはかられることになった⁽⁵²⁾。

四、市参議員告発のデマと世論

(1) デマの拡大

ところで、市参議員となった在地の有力者たちのなかには、当然、傀儡政権下でも要職を担っていた者がいた。そのため、いわゆる「漢奸参議員」の問題については、参議員選挙のときから批判の声があがっていた⁽⁵³⁾。

さらに、上海の市参議会が「漢奸」告発に時効を設ける議決をしてもなく、市参議員のなかに10名あまりの「漢奸」容疑者がおり、すでに法院に告発されているという噂が飛びかった⁽⁵⁴⁾。たしかに、傀儡政権下で何らかの役職にあった市参議員を「漢奸」として告発した者がいたのかもしれないが、実際には、高等法院の検察署が受理していた案件はなかった⁽⁵⁵⁾。

1946年10月5日、宣鉄吾の主管する『大衆夜報』は、次のような衝撃的な報道をした。すなわち、各区の補欠の参議員候補が、11名の参議員を「漢奸」として上海高等法院検察処に告発しており、4か月あまりが経過しても司法行政部と内政部が協議を進めず指示を出さないのので、同月8日に参議員候補たちが公開の討論会を開催する、と報じた。さらに、『大衆夜報』の記者が「候補参議員方面」に聞いたとして、告発した11名の参議員の実名と傀儡政権下での役職が公表された⁽⁵⁶⁾。

翌6日の上海の新聞各紙は、同様の内容を伝え、被疑者の実名を公表した。『鉄報』のようなタブロイド紙が、情報を転用したり、また『文匯報』のような左派系紙が、不確かな情報源からの取材を重ねたりして、世論の反響が大きくなり、大騒動に発展した⁽⁵⁷⁾。

告発されているとして実名を挙げられた市参議員は、傀儡政権下で市民協会の理事、各同業公会の理事、保甲委員・保長などを務めた人物たちであった。とくに、11名のなかの7名が同業公会の理事であったことから、「市参議会は傀儡の同業公会に等しい」と批判された⁽⁵⁸⁾。しかし、これらの記事の情報源は、「参議員候補の某弁護士」としか公表され

(51) 市参議会における論議については、次の記事から整理した。前掲「民政組提案討論」『文匯報』。「検奸限期之争」『新民報晚刊』1946年9月19日第1版。「参議会今日通過 限期検挙漢奸案」『新民報晚刊』1946年9月19日第4版。「限期徹底検挙漢奸」『文匯報』1946年9月20日第3版。越縷「漢奸の検挙期限不應縮短」『新民報晚刊』1946年9月23日第2版。唐海（前掲）「評第一屆参議会大会」『文匯報』。

(52) 「人民検挙漢奸 今日最後一天」『文匯報』1946年12月31日第4版。

(53) 「継袁履登之后 高院昨審林康侯」『文匯報』1946年6月8日第3版。「如此市参議員 如何代表民意」『文匯報』1946年9月8日第6版など。

(54) 沙「原来如此！」『新民報晚刊』1946年10月3日第4版。

(55) 「如此『絶対民主的表現！』」『新華日報』1946年10月7日第2版。

(56) 「候補市参議員検挙 十一名参議員逆」『大衆夜報』1946年10月5日第4版。

(57) 「民意機関竟有漢奸 参議員十一人被控」（「黄浦灘頭」）『文匯報』1946年10月6日第3版。「候補議員検挙・律師透露消息 検挙十名附逆参議員」『鉄報』1946年10月6日第1版。「検挙漢奸問題」『大公报』（上海版）1946年10月13日第1版。

ていない。宣鉄吾主管のタブロイド紙の報道に端を発するこの事件の背後にも、権力闘争が存在し、意図的なリークがあったことが推察されるが、内幕は定かでない。

(2) 2つの世論

ともあれ、11名の市参議員が参議員候補によって「漢奸」として告発されるという情報は、新聞各紙を通して上海の大衆にひろまり、地域社会を一時騒然とさせた。その結果、2つの対照的な世論が生み出された。1つは、市参議員に対する批判である。すなわち、彼らが「漢奸」の告発に期限を定める議決を急いだのは、自分たちが告発されるのを恐れたからである。市参議会の議論は「ねずみ取りの方法を、ねずみと相談したようなもの」である、と批判された⁽⁵⁹⁾。

こうした意見に対して、市参議会の徐寄廎副議長は、市参議会が「漢奸」の告発に関して「絶対的に公正」な立場にたっていることを強調した⁽⁶⁰⁾。

そして、もう1つの世論は、告発の動機に対する疑念である。すなわち、告発者がすべて参議員の欠員を待つ補欠の参議員候補だと報じられたことから、「漢奸」告発を政争の具に用いているのではないかと疑われた⁽⁶¹⁾。

こうした意見に対応して、「候補参議員联谊会」は、「漢奸」容疑者の告発と市参議員の欠員補充とは関係なく、市参議員をねらって捜査しているわけではないことを強調した⁽⁶²⁾。

(3) 騒動沈静化までの曲折

誤報が氾濫し、情報と議論が錯綜するなかで、10月6日、大新聞各紙は、高等法院の検察官、および候補参議員联谊会に属する参議員候補にインタビューをおこなって、彼らが11名の参議員を告発したという事実はないと述べていることを報じた⁽⁶³⁾。さらに同日には、候補参議員联谊会が、記者会見を開いた。候補参議員联谊会によると、当会は上海の大衆から複数の告発文書を受け取り、それらには計40名の市参議員の名が挙げられていた。候補参議員联谊会は、市参議員を含めた「漢奸」容疑者の犯罪行為の証拠収集を進めているが、现阶段で法院に告訴を決めたのは、11名のリストには入っていない田怡庭参議員のみである、と公表した。

同日には、『文匯報』が、市参議会議長の潘公展を取材した。潘公展によると、かつて各同業公会を整理する際に、国民政府社会部の指示を仰いだが、同業公会の理事は利敵行為がなければ「漢奸」の罪とはならないと解釈された。さらに、参議員は選挙の際に、試験・審査に受かり、市政府の審査・決定をへて、初めて公職の候補者となることができ、審査結果は内政部にも報告されている。それゆえ、もし司法機関が傀儡の同業公会の理事就任を罪状として認定すれば、同一の国家内に2つの解釈が生まれることになる。したがっ

⁽⁵⁸⁾ 「荒誕的邏輯」『新民報晚刊』1946年10月7日第4版。

⁽⁵⁹⁾ 沙（前掲）「原来如此！」『新民報晚刊』。

⁽⁶⁰⁾ 「参議員被檢附逆 恐不致引起風浪 徐寄廎氏知是說」『文匯報』1946年10月11日第3版。

⁽⁶¹⁾ 「又是漢奸」『文匯報』1946年10月6日第1版。自知「檢拳漢奸有感」『新民報晚刊』1946年10月11日第2版。

⁽⁶²⁾ 「候補参議招待記者 說是并未檢拳漢奸」「何德奎案尚有下文」『文匯報』1946年10月14日第3版。

⁽⁶³⁾ 「参議員被檢拳」『申報』1946年10月6日第6版。「附逆参議員被檢拳 田怡庭有漢奸嫌疑 其他参議員被檢拳尚無確証 趙一葦等对本報記者談話」『大公報』（上海版）1946年10月6日第4版。「檢拳漢奸参議員」『新民報晚刊』1946年10月6日第4版。

て、法院はこの案件を慎重に取り扱うべきであり、今後とも法的な解決を静かに見守りたい、といった旨を表明した⁽⁶⁴⁾。

候補参議員联谊会の記者会見と潘公展のインタビューの内容は、翌7日の新聞各紙で報道された。その結果、10月5～6両日にタブロイド紙を中心に飛びかった市参議員が大量に告発されたという情報は、2日間で誤報と判明した。

しかし、傀儡の経済団体等の要職につきながらも、戦後に市参議員となった商工業者たちに対する反発の大衆感情は根強かった。そのため、潘公展の見解が多くの反論を呼びおこした。とりわけ、参議員候補の曹亜俠らは、潘公展議長が発言が『文匯報』に掲載された7日の定例記者会見において、潘公展に反論した。その際には、国民政府の内政部や考試委員会が傀儡団体に厳しい解釈を示した例があることや、立法院や考試院が傀儡組織の人員の任用を制限していることなどを挙げた⁽⁶⁵⁾。ほかにも、「漢奸を処罰する条例」の解釈権は、社会局ではなくて立法院にあるのではないかという意見や⁽⁶⁶⁾、「漢奸」容疑者も中央政府が無罪と認めれば参議員になれるというのは市参議会の軽視である、といった意見が新聞各紙で主張された⁽⁶⁷⁾。

結局、「漢奸」として告発されたと報じられた11名の市参議員のなかで、実際に告発されたのは、傀儡の百貨業公会理事長・漁業公会副理事長等を務めた黄振世だけだった⁽⁶⁸⁾。したがって、多数の市参議員が「漢奸」として告発されるというデマは、終戦直後のきわめて流動的な政治社会情勢のなかで、大衆感情に便乗したマスメディアがひろめ、地域の有力者に動揺をあたえ、政権が鎮静化に動いたといえる。

さらに、この騒動の背後では、李沢事件とまったく同じように、日本の支配に関わらざるをえなかったことに対する大衆の感情的な批判をかわしながら、旧来の勢力を保ちたい業界有力者たちと、「漢奸」に対する大衆感情に乗じて台頭したい新興勢力との対立があったといえる。くわえて、市参議員告発のデマは、衝撃的なスクープによって大衆の好奇心をあおって売上をのぼしたいタブロイド紙の企図や、大きな社会変革を期待する抗日戦争勝利後の大衆心理にもかかっていた。

おわりに

上海初の普通選挙であった1946年4月の市参議会議員選挙は、混沌とした情勢のなかで始まった。選挙前には、立候補者が政府の審査を受けること、さらに参議会が政府の諮問機関にすぎないことから、選挙実施に反対する運動も起こった。

選挙戦が始まると、立候補者の選挙活動が過熱化し、多様なインパクトのある選挙スローガンが案出されて街のすみずみにまで貼られた。そして、公園や学校などでの演説のほかにも、おみこしや鳴物のパレード、宣伝車、ラジオや新聞での宣伝など、商品広告にも勝るほどの盛んな宣伝がおこなわれた。さらに、立候補者は選挙民に、日用品や各種券から食糧や現金まで配ったり、接待宴を開いたりした。ただし、演説の場において、立候補者の

(64) 「参議員被検挙案 潘公展表示意見」『文匯報』1946年10月7日第3版。

(65) 「検挙附逆参議員」『大公報』（上海版）1946年8月8日第4版。

(66) 「漢奸参議員」『文匯報』1946年10月7日第1版。

(67) 『『無罪的漢奸』』『新民報晚刊』1946年10月12日第2版。

(68) 「参議員有漢奸嫌疑 黄振世昨日受審」『文匯報』1946年2月11日第4版。

過熱ぶりとは対照的に、聴衆にはにぎわいを楽しみにやってきた者も多く、さらには演説内容を俗っぽく批判する者もいた。大衆はただ受動的に選挙活動に動員されていたわけではなく、ときに冷静であり批判的でもあった。また、ネガティブキャンペーンも多く、立候補者を中傷するビラが配られたり、ひいては「漢奸」としてののしるスローガンが貼られたりすることもあった。

投票日には不正や混乱が頻発したが、とくに多かったのは、選挙区の保甲長（末端の行政者）が投票経験のない選挙民をだまして好ましい候補者に投票させることや、代筆人が非識字の選挙民をだまして意中の候補者に投票させてしまうことであった。また、選挙当日の投票所では、露骨な勧誘をする選挙活動、投票用紙を強奪するなどの選挙妨害、さらには発砲事件までも起こった。これらの背景にはしばしば、政権の選挙過程への干渉や、在地社会における勢力争いがあった。結局、多くの国民党関係者と業界有力者が参議員に選出された。

その後、多くの不正がメディアの報道によって続々と明るみに出て、選挙無効の訴えも出された。だが、1946年8月には、予定通り市参議会の成立式典がおこなわれた。参議会議長には、蒋介石の意向が反映されて、国民党CC系の重鎮・潘公展が就任した。9月から会議を始めた上海市参議会では、潘公展議長が議事進行に大きな影響力を発揮した。そして9月19日には、「漢奸」告発の期限設定を中央政府に要請する提案を議決した。

そんな矢先の10月初旬、11名の市参議員が補欠の市参議員候補によって「漢奸」として告発されるという情報が、タブロイド紙の報道からひろまった。それに対して、2つの世論が生まれた。すなわち、1つは、「漢奸」告発を避ける議決をおこなっていた市参議員に対する非難であり、もう1つは、「漢奸」告発を政争の具にしようとしている告発者に対する批判であった。潘公展らは、情報の根拠を否定して、事態の沈静化に努めた。結局、情報はデマとわかり、新聞に名前の挙がった市参議員も、1名をのぞいて告発されることはなかった。

上海初の普通選挙とそれによって成立したばかりの市政府の諮問機関は、青幫などの在地勢力と、メディアや投票をつかさどる奔放な大衆によって、しばしば混乱させられた。しかし、1946年の時点において、国民党政権は、選挙過程を管理しつつ、多くの望ましい人びとを民意の代表者とすることに成功していた。さらに議会運営を操作しつつ、当選者に向けられた不正選挙や「漢奸」などという非難をかわして、地域秩序の安定化をはかっていたといえる。

本稿は、平成22年度在外研究「東アジア都市における社会と文化のグローカル化」の成果の一部である。

〔抄 録〕

本稿は、上海初の普通選挙となった1946年4月の市参議員選挙から、都市大衆社会が混乱しさらにそれが秩序づけられる過程を考察した。選挙は実施反対運動も起こる混沌とした情勢のなかで始まり、立候補者の選挙活動は過熱化し、投票日には不正や混乱が頻発し、その後も多くの不正がメディアの報道によって続々と明るみに出た。1946年8月には、予定通り市参議会が成立したが、直後の10月、11名の市参議員が補欠の市参議員候補によって「漢奸」として告発されるという情報がタブロイド紙の報道からひろまった。議長の潘公展らは、情報の根拠を否定して事態の沈静化に努め、結局、情報はデマと発覚した。このように市参議会は、青幫などの在地勢力とも関わりながらメディアや投票をつかさどる奔放な大衆によって、しばしば混乱させられた。一方、国民党政権は、選挙過程と議会運営を管理・操作しつつ、当選者に向けられた不正選挙や「漢奸」などという非難をかわして、地域秩序の安定化をはかっていた。